



11月11日から17日までは「税を考える週間」です。

私たちの生活は、国や福岡県、北九州市の活動と深く結びついており、私たちはこの活動に基づいていろいろなサービスを楽しみながら毎日を暮らしています。身近な例では、道路、上下水道、公園などの公共施設が整備され、教育、警察、消防などの公共サービスが充実されるなど、その活動は幅広い分野にわたりますが、これらの財源は「税」によって賄われています。

「税を考える週間」は、この生活に深く関わる「税」について、その意義(必要性)及び役割(使途)や現状の税務行政について分かりやすく説明することを目的として、毎年、実施されています。今年も11月11日(土)から17日(金)までの一週間が「税を考える週間」です。

皆様も是非、この機会に「税」について考えてみてください。

「税」は「社会の会費」

年金、医療などの社会保障・福祉や、水道、道路などの社会資本整備、教育や警察、消防、防衛といった公的サービスは、私たちの暮らしには欠かせないものですが、言うまでもなく、その提供には費用がかかります。

こうした「公的サービス」といわれるものは、例えば、警察や防衛のように、特定の人だけのために提供することが困難なものや、社会保障や教育など、費用負担が可能な人だけに提供することは社会的に不都合なものであり、一般に、市場の民間サービスだけでは、必要な量・水準のサービスが提供されません。

このため、こうしたサービスの費用を賄うためには、皆さんから納めて頂く税を財源とすることで、公的に実施することが求められます。

このように、みんながお互いに支え合い、共によりよい社会を作っていくため、公的サービスの費用を広く公平に分ち合うことが必要です。

まさに、税は「社会の会費」と言えるでしょう。



◆「税」の役割

●財源調達機能

税は、前述のような「公的サービス」の財源を調達する最も基本的な手段であり、税制の最も直接的かつ重要な役割です。

●所得再分配機能

所得税や相続税には、経済力のある人により大きな負担を求める累進性があり、社会保障給付等の歳出とあわせて、所得や資産の再分配を図る役割を果たしています。

●経済安定化機能

税は、好況期には増収を通じて総需要を抑制する方向に作用し、不況期には逆に増収減収を通じて総需要を刺激する方向に作用することで、自動的に景気変動を小さくし経済を安定化する役割を果たしています。

◆「税」の三原則

公平の原則

経済力が同等の人に等しい負担を求める「水平的公平」と、経済力のある人により大きな負担を求める「垂直的公平」があります。さらに近年では「世代間の公平」が一層重要となっています。

中立の原則

税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにするのが、中立の原則です。

簡素の原則

税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものにするのが、簡素の原則です。

一言で「公平」といっても、様々な指標があり、人それぞれの置かれている環境により捉え方は変わってくるものですが、そうした点に配慮するとともに、経済社会の構造変化に対応した税制を築いていく必要があります。

出典 / 財務省HP「もっと知りたい税のこと」令和5年7月より

主な税金の種類、皆さんはいくつご存知ですか？

(財務省HP「もっと知りたい税のこと」(令和5年7月発行)の「さまざまな税」より)

「税」には、いくつかの分類の仕方があります。

第一は、「何に税負担を求めるか」による分け方で、大きく分けると、**所得に対する税、消費に対する税、資産等に対する税**があります。

第二は、「誰が課税主体か」による分け方で、国が課税主体であるものを**国税**、都道府県や市町村といった自治体が課税主体であるものを**地方税**といい、国税・地方税を合わせて**40種類以上あり**、それぞれの税は法律に定められています。

このほか、「誰が税金を負担し(実質負担者)、誰が税金を納めるか(納税義務者)」による分け方もあり、納税義務者と実質負担者が一致する**直接税**(所得税など)と、納税義務者と実質負担者が異なる**間接税**(消費税など)があります。

※消費税について

令和5年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。(適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度))。

・適格請求書を交付できるのは、**適格請求書発行事業者に限られます。**

・適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。

なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

| | 所得に対する税 所得課税 | 消費に対する税 消費課税 | 資産等に対する税 資産課税等 |
|-------|---|---|--|
| | 所得税、法人税、住民税など 所得(利益)を対象として課税 | 消費税、酒税、たばこ税、揮発油税など 物品やサービスの消費等を対象として課税 | 相続税、贈与税、登録免許税など 資産の取得・保有等を対象として課税 |
| | 国税 | 地方税 | 国税 |
| 所得課税 | ●所得税 ●法人税 ●地方税法 ●特別法人事業税 ●森林環境税(令和6年度～) ●復興特別所得税 | ●住民税 ●事業税 | ●消費税 ●酒税 ●たばこ税 ●たばこ特別税 ●揮発油税 ●地方揮発油税 ●石油ガス税 ●航空機燃料税 ●石油石炭税 ●電源開発促進税 ●自動車重量税 ●国際観光旅客税 ●関税 ●とん税 ●特別とん税 |
| 資産課税等 | ●相続税・贈与税 ●登録免許税 ●印紙税 | ●不動産取得税 ●特別土地保有税 ●事業所税 ●水利地益税 ●宅地開発税 ●法定外目的税 | ●地方消費税 ●地方たばこ税 ●ゴルフ場利用税 ●軽油引取税 ●自動車税(環境性能割・種別割) ●経自動車税(環境性能割・種別割) ●鉱区税 ●狩猟税 ●鉱産税 ●入湯税 |

法人会の活動についてご存知ですか？

法人会の役割や組織、具体的な活動等について、(公財)全国法人会総連合作成の動画「法人会から日本を変える」(4分5秒)を小倉法人会ホームページのトップページ「法人会ってどんな団体?」から確認いただけます。是非、ご覧ください。

また、同ホームページの「講演会・セミナー」欄に、今後開催予定の講演会等(参加無料)を掲載していますので、小倉法人会事務局までお申し込みください。

【直近開催予定の講習会・セミナー等】

- 令和5年 12月6日(水): 決算対策説明会(12~2月期) 【ホテルクラウンパレス小倉】
- 令和6年 1月25日(木): 決算対策説明会(3~4月期①) 【ホテルクラウンパレス小倉】
- 令和6年 2月16日(金): 決算対策説明会(3~4月期②) 【ホテルクラウンパレス小倉】



Q1 税務署が徴収した税金の使い道はどこで決められるでしょうか?

- ① 税務署
- ② 内閣
- ③ 国会

Q2 2000年には3.6人で1人のお年寄りを支えていましたが、2050年は?

- ① 1.2人
- ② 5人
- ③ 3人

Q3 どうして税金をきちんと納めるの?

- ① ムダ使いたくないため
- ② 国民の義務だから
- ③ 先生に怒られるから

税を考える週間行事・講演会のご案内

みんなで税金クイズに挑戦しよう
税金クイズ大会

応募期間 10/16(月)～11/17(金) ※当日消印有効
＜参考＞税を考える週間：毎年11月11日～17日

応募方法 小倉法人会主催の「時局講演会」(10/16(月)開催)時に配布される又は、小倉法人会のホームページに掲載されている【税金クイズ】に対し、「FAX」または「電子メール」にて、解答をお寄せください。応募の際には、必ず**応募者の方の①氏名②住所③電話番号④電子メールの場合はメールアドレスを明記**願います。(送付・送信先は、下記【応募または問合せ先】を参照願います。)

クイズ内容 税金に関する三択問題：30問

応募条件 北九州市内にお住まいの方

応募費用 無料 (解答時の郵送料またはFAX・電子メールでの送付料は応募者の方で負担願います。)

賞品等贈呈 成績優秀な正解者には、厳正な抽選のうえ総額22.5万円の賞品を贈呈致します。(お一人様、1賞品となります。)

| 表彰 | 表彰条件等 | 賞品 |
|------|-------------------|---------|
| 最優秀賞 | 全問正解者より最大10名様 | 商品券 1万円 |
| 優秀賞 | 26～29問正解者より最大25名様 | 商品券 5千円 |

※賞品は発送を持って代えさせていただきます。
※優秀賞の抽選は、最優秀賞の抽選で当選されなかった方々も対象とします。
最優秀賞の該当者が最大人数未満の場合、相当額を優秀賞の人数に計算します。
※応募期間終了後、解答・解説は、小倉法人会のホームページに掲載致します。
主催団体／公益社団法人小倉法人会
共催団体／小倉商工会、小倉優良申告法人会、九州北部税理士会小倉支部
後援／小倉税務署

【応募又は問合せ先】公益社団法人 小倉法人会 事務局 〒802-0081 北九州市小倉北区紺屋町13-1毎日西部会館7階 TEL.093-511-5283 FAX.093-511-5259 メール kokuraho@kokuraho.or.jp

北九州地区5法人会合同講演会(八幡・若松・小倉・門司・行橋)

笑いと健康



講師 **落語家 林家 三平氏**

1970年 東京根岸出身、昭和の爆笑王初代林家三平の次男。中央大学国際経済学科入学後、1990年林家いっ平として落語家の修業に入る。
1993年 ニッポン昇進。
2002年 下流より真打昇進、第19回平成14年度浅草芸能大賞「新人賞」受賞。
2005・6年 「大銀座落語祭」にて中国語版を発表。
2006・7年 中国青島、上海、福建省にて中国語落語を公演。
2009年 二代 林家三平襲名。
現在、三平の資料館「ねざし三平堂」堂長を務める。

著書
『老舗 味めぐり』監訳(グラフ社 2006年)
『父の背中―拙者のハンセー』(青志社 2009年)
『林家三平の実話怪談』(竹書房 2010年)

日時 **令和6年2月20日(火)** 開始17:00～18:30 (受付開始は16:30から)

場所 **JR九州ステーションホテル小倉 5F 飛翔**
北九州市小倉北区浅野1-1-1 (密接を避けるため座席間隔を確保)

参加料 無料(定員約200名) 締切日 2月2日(金)

募集要項

応募 往復ハガキまたはFAX・メールにて①受講希望の講師名、②参加者氏名(フリガナ)、③参加人数、④連絡先電話番号を明記の上、下記小倉法人会事務局までお申込みください。
※往復ハガキ・メールでお申し込みの方には、申し込み受付のご連絡を致します。
中止の場合は事務局からご連絡致します。
(本申込により収集された個人情報、本事業の運営管理のためのみ利用させていただきます。)

【申込上の留意点】①定員を超えてのお申し込みをお断りする場合並びに、新型コロナウイルスの感染拡大などの状況により講演会を中止する際は、HPにてお知らせするとともに、申し込まれている方に電話等でご連絡させていただきます。

税金3択クイズの答え Q1=③国会。国民の代表が集まる国会で話合って決まります。
Q2=①1.2人。少子・高齢化が進むにつれ、お年寄りを支える負担は一層高まると予想されます。 Q3=②国民の義務だから。納税は国民の三大義務のひとつとして憲法に定められています。三大義務とは、納税・勤労の義務・教育の義務です。

国税庁からのお知らせ 令和5年10月開始!
インボイス制度において **特にご留意** いただきたい事項がございます
10月1日までに登録番号が通知されない場合の売手の対応と買手の仕入税額控除について

売手の対応

10月になって、まだ登録番号の通知が届かないなあ... どうやってインボイスを交付しよう...?

安心して下さい!
次のような対応が可能です

- 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、通知後にインボイスを交付する
まだ番号がわからないので、インボイスは後日交付します
- 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す
番号を入れたインボイスを改めて交付します
- 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する登録番号を書類やメール等でお知らせする
請求番号●●の請求書につき、登録番号は「T1234...」になります

でも、小売店だと後で交付は難しいなあ...

そんな時は...

事前にインボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店頭にて相手方にお知らせする
インボイス発行事業者の登録申請中です。登録は令和5年10月1日から受けることとなりますが、通知が届いていないため、インボイスの交付が遅れます。したがって当店では...

事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう
登録番号は「T1234...」となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日(通知を受けた日)までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷するなどの方法により、レシートと併せて保存してください。

買手側からの電話等に応じ、登録番号をお知らせし、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう
番号を教えてください
T1234...です

買手の対応

売手から登録番号のお知らせが届かないけど、仕入税額控除していいのかな...? 後でお知らせするとは言っていたけど...

事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、仕入税額控除可能です!

お知らせは事後的に保存できればいいのね!

ポイント 事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です!
※保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することと差し支えありません。

さらに 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間、**税込1万円未満**の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能(「少額特例」といいます)ですので、上記対応は不要です。
※[基準期間]とは、個人事業者については前々年、法人については前々事業年度をいい、「特定期間」とは個人事業者については前年1～6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間をいいます。

1万円未満ならインボイスの保存はいらないんだ!

1万円(税込)は、1回の取引金額で判定しますので、ご注意ください!

具体例①
12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入
特例の対象としてインボイスの保存は不要

具体例②
12月10日に5千円の商品と7千円の商品(合計1万2千円)を同時に購入
特例の対象外のためインボイスの保存が必要

1商品ではなく、1回の取引が1万円未満かで判断するってことか!

※これらの取扱いは、令和5年9月末までに登録申請を行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いです。登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

国税庁(法人番号7000012050002)

転居等における自動車税種別割のお知らせ

自動車をお持ちの皆さまへ

転居したり、結婚等で改姓された場合は、運輸支局で車検証の変更登録をしていただく必要があります。変更登録が行われていない場合は自動車税種別割の納税通知書が届きません。滞納になれば差押え等の滞納処分が行われる場合もあります。詳しくは県税事務所にお尋ねください。

北九州東県税事務所 ☎093-592-3501 / 北九州西県税事務所 ☎093-662-9312
変更登録のお問合せ 福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2079

事業における固定資産税のお知らせ

償却資産をお持ちの皆さまへ

事業のために用いている土地・家屋以外の資産は、償却資産として固定資産税の対象となり、資産をお持ちの方は毎年1月1日現在の状況を1月末までに申告する必要があります。
上記の申告対象資産には所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合があります。事業として他人に貸し付けている資産や賃借人の方が施工した内装等の建築設備も含まれます。
※詳しい内容は、北九州市ホームページ(https://www.city.kitakyushu.lg.jp/)から「償却資産申告」と検索して、申告の手引きをご覧ください。

北九州市財政局税務部固定資産税課 償却資産係 ☎093-582-3210